

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 五所川原市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	75.1%
全職員	69.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	91.3%
本庁課長補佐相当職	97.0%
本庁係長相当職	103.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.6%
31～35年	92.8%
26～30年	96.9%
21～25年	93.2%
16～20年	91.0%
11～15年	87.0%
6～10年	91.5%
1～5年	93.4%

【説明欄】

2. (1)の「本庁部局長・次長相当職」について、女性職員が少ないことにより、特定の職員の給与が推測しえる場合として非公表とする。

任期の定めのない常勤職員以外の職員について、勤務時間ごとの内訳は男性（パートタイム59%、フルタイム41%）、女性（パートタイム81%、フルタイム19%）となっている。男性に比べて女性のパートタイム比率が高いこと等を主な要因として差異が生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。